

# 山陽小野田市空家等対策計画(第2期)改定(案) の概要

## ○改定理由

改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「改正法」という。）は、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空家等対策を総合的に強化するものです。

改正法では、市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定め、区域内で「経済的社会的活動の促進のために誘導すべき用途」としての活用を空家等の所有者に働きかけること等ができるようになりました。

空家等活用促進区域を定める際は、誘導用途等を「空家等活用促進指針」に位置付けて空家等対策計画に定めることが必要となります。

本市では現在「空家等活用促進区域」の設定を計画しており、その内容を山陽小野田市空家等対策計画に定めるため改定するものです。

## ○改定箇所

### 第1章 計画の目的

#### 3 対象区域

- ・LABVプロジェクトにより整備されたAスクエア周辺（旧セメント町商店街周辺）については、「にぎわいの再創出」のため空家等の活用を重点的に図る必要があると認められるため、空家等活用促進区域に設定する旨を追加。（P.2）

### 第4章 空家等対策に関する基本方針等

#### 1 基本方針

##### （1）空き家の活用拡大

- ・中心市街地や地域再生拠点等の区域のうち、空家等の分布や活用の状況等からみて、空家等の活用が必要と認める区域については空家等活用促進区域として設定する旨を追加。（P.20）

### 第5章 空家等対策に関する具体的な取組

#### 1 空き家の活用拡大に関する具体的な取組

##### （5）空家等活用促進区域の設定【新規】

- ・「にぎわいの再創出」のため空家等の活用を重点的に図る必要があると認められるAスクエア周辺（旧セメント町商店街周辺）を空家等活用促進区域に設定し空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針を定める旨を追加。（P. 24）
- ・他の地域においても重点的に空家等の活用を図る必要があると認められるエリアについては、促進区域の設定を検討する旨を追加。（P. 24）
- ・促進区域内の空家等を対象とした新たな補助制度の創設を検討する旨を追加。（P. 24）
- ・「空家等活用促進指針」を追加（P. 25）
- ・「区域図」を追加。（P. 26）

#### （６）空家相談体制の整備【新規】

- ・「山陽小野田市空家等対策プラットフォーム」（仮称）の設立を目指します。」を「山陽小野田市空き家流通促進プラットフォーム」を令和６年４月１日より開始しました。」に修正。（P. 28）

## ２ 空き家の管理の確保に関する具体的な取組

### （１）空家法に基づく管理不全空家等への措置【新規】

#### ①指導（空家法第１３条第１項）

- ・「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」を「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」に修正。（P. 29）